

答申第143号
平成24年3月2日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成23年10月26日付神み西第333号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「土地売買契約書」6通及び「土地交換契約書」1通の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

非公開とされた情報のうち、「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価」を公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、7 箇所の土地について「神戸市が売買により譲り受けた際のその代金額を記載した公文書」の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「土地売買契約書」6 通及び「土地交換契約書」1 通を特定し、「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価並びに個人の印影」を非公開とする部分公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報のうち、「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価」（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 23 年 10 月 6 日付の異議申立書、平成 23 年 12 月 26 日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成 23 年 8 月 11 日付公文書部分公開決定通知書（神み技西第 206 号。以下「本件通知書」という。）の「公文書の一部を公開しない理由」においては、申立人が公開を求めた公文書である各「契約書には、特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価並びに個人の印影があり、いずれも重要な個人情報として保護する必要がある」ものとして、当該各情報を「公にしないことが正当であると認められる」ものとして、条例第 10 条第 1 号アにより非公開とすべきとされた。

そして、本件通知書には「公にしないことが正当であると認められる」根拠が明記されていないものの、「いずれも重要な個人情報として保護する必要がある」との記載からは、本件非公開情報もまた、重要な個人情報として非公開とすることが正当であると判断したものと考えられる。

しかし、以下のように、本件非公開情報については、「公にしないことが正当であると認められる」場合に当たらず、条例第 10 条第 1 号アにより非公開とすべきではない、というべきである。

そもそも、条例は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の公開を行うことで、地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的として、公文書の公開を請求する

権利を保障しており（条例第 1 条）、公開請求があったときは、原則として公開すべきものとしている（同第 10 条柱書き）。こうした条例の趣旨からは、条例第 10 条所定の各号に基づき非公開とすべきか否かの判断は、厳格になされるべきである。

そして、条例第 10 条第 1 号アの規定及び本件通知書の「公文書の一部を公開しない理由」からは、本件における非公開の実質的根拠は、個人情報としての要保護性の強さにある、と考えられる。

しかし、以下のように、本件非公開情報は、個人情報として要保護性は高くなく、むしろ、非公開とすることの不合理性が高く、むしろ公開すべきものである。

まず、本件非公開情報に係る売買契約の目的物たる土地は、当時神戸市が公共事業用地として買収したものである。そして、地方公共団体による公共事業用地の買収は、通常の私人間の売買とは異なって、当該地方公共団体の公共事業の事業用地につき定められた手続きに従って行われたものであり、その買収価格に譲渡人である当該用地所有者の主観的事情は反映されないはずのものであり、その価格自体が公的な性質を帯びているといえる。しかも、公共事業のための用地買収は公金をもって行われるものであり、公金が適正に使われているか否かは納税者である住民にとって共通の関心事項であること、前述のような条例の目的からすると、本件非公開情報はむしろ開示する必要性が高いものといえる。

さらに、本件非公開情報は、個人情報（プライバシー）としての性質を有してはいるものの、それが公開されたとしても、個人の全保有資産が公開される場合に比して、保護の強さは強くないし、当該土地を有していたことを知っていた者からすると、それが売却されて現金に変わったことは、資産の保有態様が変わったにすぎず、やはり保護の必要が特に高い情報というものでもない。

他方、本件非公開情報が非公開とされると、その価格を明らかにする他の入手可能な手段は全く存在しない、というに等しいことから、非公開とすることは不合理という他なく、公開することがむしろ必要であり、正当である、というべきである。

以上のとおり、本件通知書記載の「公文書の一部を公開しない理由」にいう「重要な個人情報として保護する必要がある」は理由があるとはいえず、本件非公開情報については、条例第 10 条第 1 号アにいう「公にしないことが正当であると認められる」場合には該当しない。

また、実施機関は条例第 16 条の運用による解決が難しいと主張しているが、本件非公開情報の公開により、今より深刻になる可能性はないため、必要であれば条例第 16 条を適用し、公開されることを希望する。

よって、本件決定を取り消し、本件非公開情報の公開を求めるものである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 23 年 12 月 2 日付の非公開理由説明書及び平成 23 年 12 月 5 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 公開請求に係る経緯

今回の公開請求に先立ち、「弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会」が神戸市へ提出された。その中で、

- ① 遺産分割調停申立事件の依頼者である申立人の父は、平成〇〇年〇〇月に逝去したこと
 - ② 同人の相続人は、申立人、相続人 A、相続人 B の 3 人であること
 - ③ 相続人 B は、被相続人の遺言に基づき遺産を相続したと主張していたこと
 - ④ 申立人は、相続人 B に対して遺留分減殺を請求する旨の通知をしたが、相続人 B は、遺産の詳細及び特別受益の内容を明らかにしなかったこと
 - ⑤ 申立人は、平成〇〇年〇〇月、神戸家庭裁判所〇〇支部へ相続人 A、相続人 B を相手方として遺産分割調停の申立てを行ったこと
 - ⑥ その後、申立人は、被相続人が生前、所有不動産につき神戸市へ売却することがほぼ固まった段階で順次調停の相手方二人に贈与していた事実を知るに至り、当該不動産の贈与についても特別受益の主張の追加を行ったこと
 - ⑦ しかし、調停の相手方は、贈与を受けた不動産の神戸市への売却代金額を明らかにしないため、特別受益の額が算出できていないこと
 - ⑧ そこで、申立人は特別受益の適切な額を算出すべく、調停の相手方が贈与を受けた不動産の神戸市への売却代金額について照会の申し出に及んだこと
- という内容が述べられている。

それに対して、実施機関は、求められている情報には個人情報が含まれているので、適正な取り扱いを期すべく、条例に基づく手続きをとっていただくように回答した。

その後、平成 23 年 8 月 2 日付で申立人から公文書公開請求書が提出された。

(2) 非公開部分について

本件において非公開とした部分は、特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価並びに個人の印影であり、いずれも条例第 10 条第 1 号柱書き及びアに掲げる「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であつて公にしないことが正当であると認められるもの」である。

(3) 条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断した理由

一般的には、行政文書の公開に当たり、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるかどうか、また、公開によって、今後の行政事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうかなどによって判断することになる。

今回の請求では、前述のような特別の事情があり、紛争当事者の一方に公開することで、神戸市にとって、不必要なトラブルを招く可能性が非常に高いと想定された。

条例第 16 条によると、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対して必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるとされている。前述の事情を考

慮すると、相続人A及び相続人Bに対して必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えた場合も、そうでない場合も、ともに相続人A及び相続人Bと神戸市との間に不必要なトラブルを招く可能性が非常に高く、条例第16条の運用による解決が難しいと考えた。

以上の諸事情を勘案した結果、条例第10条第1号アに該当すると判断し、今回の部分公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「土地売買契約書」6通及び「土地交換契約書」1通である。いずれも神戸市と、相続人A、相続人B又はその双方との間に締結された契約書であり、土地売買契約書は神戸市が相続人A及び相続人Bの所有の土地を買い受けることを内容とするもの、土地交換契約書は神戸市と相続人Bがそれぞれの所有の土地を交換することを内容とするものである。

(2) 争点

実施機関は、条例第10条第1号アに該当するとして、本件対象文書のうち「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価並びに個人の印影」を非公開とする部分公開決定を行った。これに対し、申立人は、非公開とされた情報のうち、「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価」を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件非公開情報である「特定契約の売買代金（収入印紙含む。）及び単価」の条例第10条第1号ア該当性である。

以下、検討する。

(3) 土地売買代金及び単価について

神戸市では、適正な土地等の価格を客観的に評定する附属機関として神戸市不動産評価審議会が設置されており、市が「不動産の取得若しくは処分又は賃貸借に係る適正な価格を定めるときは、神戸市不動産評価審議会に付議しなければならない」（神戸市公有財産規則第10条）とされている。同審議会では、市が公示価格等をもとに、土地のある場所の地域的な要因や当該土地の形状等の個別的な要因を考慮して算出した価格を、審議し、評定を行う。

実施機関に確認したところ、実施機関は本件土地の取得に当たっても同審議会に付議しており、そこで得た評定価格をもとに、本件土地売買代金を決定している。

このような過程を経て決定された本件土地売買代金は、私人間の売買のように当事者の自由な交渉により決定される価格とは異なり、一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格という性格を有するものと考えられる。

本件土地売買代金がこのような性格を有し、また、その財源が公金であることから、一般的には、本件のような土地売買代金及び単価は公開すべき情報であり、これを公開しても土地所有者の権利利益は侵害されないものと考えられる。

(4) 実施機関が考慮した事情について

本件において、実施機関は、申立人を含む私人間で遺産分割調停が行われており、このような特別な事情がある場合、紛争当事者の一方に公開することには問題があるとして、非公開と判断したと主張している。

しかし、情報公開制度においては、何人にも公文書公開請求権が認められており、公文書を公開するか否かは、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならないものであるから、本来公開すべき情報を、請求者の抱える事情によって非公開とすることは妥当とはいえない。

(5) 本件非公開情報の条例第10条第1号ア該当性について

したがって、本件非公開情報について、これを非公開とする理由は認められず、条例第10条第1号アに該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当とはいえない。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

| 年 月 日 | 審査会 | 経 過 |
|-------------|----------|------------------------------|
| 平成23年10月26日 | — | * 諮問書を受理 |
| 平成23年12月2日 | — | * 実施機関から非公開理由説明書を受理 |
| 平成23年12月5日 | 第252回審査会 | * 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議 |
| 平成23年12月26日 | — | * 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成24年1月23日 | 第253回審査会 | * 審議 |
| 平成24年2月15日 | 第254回審査会 | * 審議 |